

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「パルシステムでんき」の電気料金特別措置について

2020 年 5 月 14 日
株式会社パルシステム電力

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は3月24日・4月27日にお知らせした【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「パルシステムでんき」の電気料金特別措置について（第1報及び第2報）】の特別措置を拡大することをお知らせいたします。

1. 特別措置の拡大内容

【パルシステムでんきの電気料金の支払い期限を以下のとおり延長いたします。】

- ・4月、5月検針分電気料金の支払期限の延長を3か月間とします（第2報では2か月間）
- ・6月検針分電気料金の支払期限の延長を2か月間とします。（第2報では1か月間）
- ・7月検針分電気料金の支払期限の延長を1か月間とします。（今回からの措置）
- ・支払い期限延長起算日は2020年3月19日とし以後の電気使用料金について延長対象といたします。
- ・申告をいただきましたら、該当月の請求料金を上記のとおり延長致します。

2. 特別措置の申告方法

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付（3月25日受付開始）※1」を受けている組合員からのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。
ご希望される組合員は、以下へお問い合わせください。

3. お問い合わせ窓口

パルシステムでんき 問合せセンター
0120-868-106
受付時間:月曜 ～ 土曜 9:00 ～ 17:00

※1「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページからご確認ください。